

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期目標新旧対照表 (原案)

旧 (第 2 期)	新 (第 3 期)	考え方等
<p>前 文</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、<u>地方独立行政法人化後も、業務運営の自主性を保持しつつ、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。</u>また、<u>地方独立行政法人化後は、収支の改善及び経営基盤の強化が図られてきたところである。</u></p> <p>県立中央病院は、本県における急性期医療の基幹病院として、<u>ドクターヘリの運航開始等をはじめ、救命救急センター、周産期母子医療センターの機能の強化を図っている。</u></p> <p>また、<u>通院加療がんセンター及びゲノム解析センターの整備並びに東日本大震災の被災地に速やかに災害医療チーム（DMAT）を派遣するなど、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供し、県民の健康の確保及び増進に貢献している。</u></p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、<u>精神科救急・急性期医療などの充実を図るため、精神科救急入院料病棟、児童思春期病棟等の再編整備を行った。</u></p> <p>また、<u>心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、デイケアや訪問看護など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、退院促進、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</u></p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、本県の政策として行うべき医療（以下「政策医療」という。）を確実に提供することが求められる。</p> <p>この中期目標は、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まりなど医療環境が急速に変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県</p>	<p>前 文</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、<u>県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきており、また、収支の改善及び経営基盤の強化が進められてきたところである。</u></p> <p>県立中央病院は、本県の急性期医療の基幹病院として、<u>高度救命救急センターの運用及び精神・身体合併症病床の設置をはじめ、救命救急医療の機能を強化している。</u></p> <p>また、<u>ゲノム診療に係る体制の整備及び熊本地震の被災地に速やかに災害医療チーム（DMAT）を派遣するなど、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供している。</u></p> <p><u>さらに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と連携し適切な医療を提供できる体制の構築を図っている。</u></p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、<u>精神科救急医療体制の 24 時間化対応及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣のほか、増加する児童・思春期精神科患者への医療を充実させるための機能を強化している。</u></p> <p>また、<u>心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、訪問看護ステーションの開設など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、地域移行、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</u></p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、本県の政策として行うべき医療（以下「政策医療」という。）を確実に提供することが求められる。<u>また、政策医療等の着実な実施に資するよう、可能な限りそれぞれの項目について客観的で定量的な指標を自主的に設定し、業務運営の不断の改善を進める必要がある。</u></p> <p>この中期目標は、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心</p>	<p>○ 3 期目となるため「地方独立行政法人化後」の文言は省く。</p> <p>○ 第 2 期までに経営改善が進んだことに触れる。</p> <p>○ 中央病院で第 2 期に行われた事項を記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度救命救急センターの指定 (H31. 4) 精神・身体合併症病床の設置 (R1. 11) ゲノム診療センターの設置 (H29. 4) 熊本地震派遣 (H28. 4) 地域医療支援病院の指定 (H28. 7) <p>○ 北病院で第 2 期に行われた事項を記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科救急 24 時間化本格対応 (H27. 4) DPAT の熊本派遣 (H28. 5) 児童思春期病棟の機能強化 (医師 1 名増、10 対 1 看護等により H29. 5 から児童・思春期精神科入院医療管理料の算定開始) 訪問看護ステーションの開設 (H31. 4) <p>○ 「退院促進」の文言について、やまなし障害児・障害者プランなど国や県では「地域移行」を用いている。障害者が自己選択により身近な地域で医療等を受けられる「地域移行」を目指していることから文言を置き換える。（障害福祉課の要望）</p> <p>○ 第 2 期の業務実績評価を踏まえ、中期計画に定量的な指標を設定することについて記述する。</p>

民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。

第 1 中期目標の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第 2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 県立病院機構は、定款で定める目的（※）を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

県立病院機構は、政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。

(1) 政策医療の提供

救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。

また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。

さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者の社会復帰を目指すこと。

なお、政策医療の提供に当たっては、引き続き県内の医療機関、関係行政機関等と適切な連携及び協力を行うこと。

の高まり、ICT（情報通信技術）の急速な進展など医療環境が急速に激しく変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与していくことを強く求めるものである。

第 1 中期目標の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 県立病院機構は、定款で定める目的（※）を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。

(1) 政策医療の提供

救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。

また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。特にがん医療については、ゲノム医療を推進することとし、国の取り組みを踏まえつつ、適切な医療提供体制を整備すること。

さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者、依存症患者の社会復帰を目指すこと。併せて、年々増加する認知症疾患の患者が地域で安心して暮らし続けられるよう専門医療を提供すること。

なお、政策医療の提供に当たっては、引き続き県内の医療機関、関係行政機関等と適切な連携及び協力を行うこと。

○ 医療環境の変化について、第 1 回評価委員会では通信技術の急速な進展があるとの意見があったことから、文言を追加する。
 ○ 県立病院機構の使命について、第 1 回評価委員会では健康寿命の延伸への寄与を求める意見があったことから、文言を追加する。

○ 法改正に伴い、中期目標を基礎とした PDCA サイクルの実効性向上が求められており、理事長の任期と中期目標期間とを合致させ、経営責任の明確化を図るため 4 年間とする。

◎ H30.3 策定の県がん対策推進計画（H30～H35）において、新たにがんゲノム医療の推進が盛り込まれたことから、中央病院の役割について記述する。（健康増進課の要望）

◎ 依存症について、国は H29 策定の依存症対策総合支援事業実施要綱で都道府県に各種依存症対策の推進を求めており、県は H31.3 に北病院をアルコール健康障害に係る専門医療機関に選定したことから記述する。（障害福祉課の要望）

◎ H30.3 策定の県認知症対策推進計画（H30～H32）において、認知症の早期診断・対応体制の強化が求められていることから、認知症疾患医療センター（北病院、日下部記念病院等が指定）の役割について記述する。（健康長寿推進課の要望）

(2) 質の高い医療の提供

医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の専門的な知識の取得と技術の向上に努めるとともに、病院施設、医療機器等の整備を計画的に行い、質の高い医療を提供すること。

(3) 県民に信頼される医療の提供

県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。

2 医療に関する調査及び研究

県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。

(2) 質の高い医療の提供

治療手順の標準化や平均在院日数の適正化など医療の最適化に努めるとともに、基幹病院としての役割を果たすため、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応すること。とともに、診療実績の検証等によるより良い医療の提供に努めること。

また、病院施設、医療機器等の整備は ICT等様々な技術の進展を踏まえながら、初期投資に維持費などを加えたライフサイクルコストや地域の医療需要を考慮しつつ計画的に行い、質の高い医療を提供すること。

(3) 県民に信頼される医療の提供

県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。

特に、患者の権利に最大限配慮し、患者サービスの向上に努めるとともに、医療安全・院内感染対策、医療倫理の確立及び医薬品の適正管理に努めること。

2 医療に関する調査及び研究

県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。

○ 医療従事者の技術向上に関する記述は重複する「第2-3」へ移動する。

○ また、法改正により中期目標の内容は具体的に定めることとなったため、「質の高い医療の提供」について取り組むべき事項として、医療の最適化や県民ニーズへの適切な対応等の文言を追加する。（ニーズには、政策医療に限らず医療計画等で県として重視している生活習慣病や精神身体合併症などを想定）

さらに、第2期の業務実績評価を踏まえ、診療実績の検証等によるより良い医療の提供に関して記述する。

○ 施設設備整備については、「ライフサイクルコスト」や「地域の医療需要」を考慮するよう、H28～H29 評価委員会で指摘があったため、H28 評価書に基づき記述する。

また、第1回評価委員会では「ライフサイクルコスト」の説明を入れることを求める意見があったほか、通信技術を含む先進技術の進展を踏まえるよう意見があったことから、文言を追加する。

○ 法改正により中期目標の内容は具体的に定めることとなったため、「県民に信頼される医療の提供」について取り組むべき事項として、患者の権利や医療安全等の文言を追加する。（患者の権利は、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオン、カルテ開示を含む個人情報保護などを想定）

特に、医薬品の適正管理については H29 に薬剤紛失事案が発生したことから、文言を追加する。

3 医療に関する技術者の研修

医療従事者の確保、育成及び定着を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実に努めること。

(1) 医療従事者の研修の充実

医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。

(2) 県内の医療水準の向上

他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。

また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県の医療を担う医療従事者の育成に協力すること。

4 医療に関する地域への支援

本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着

質の高い医療を安定して提供するため、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着を図ること。

(1) 医療従事者の研修の充実

より専門性の高い医療従事者を育成するため、医療従事者の知識の取得・技術の向上を計画的に進め、また、医療従事者により魅力ある病院となるよう研修の一層の充実に努めること。

(2) 職場環境の整備

医療従事者が安心して働き続けることのできる、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備するため、医療従事者の適正配置、勤務形態の見直し及び業務の他職種移管など労働時間の短縮に向けた検討を行い、必要な措置を講じること。

4 医療に関する地域への支援

本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

特に、地域の医療従事者の確保・養成に貢献すること。

● 従来は、県立病院機構の医療従事者と県内他医療機関の医療従事者、両方の研修について記述していたが、項目をそれぞれ分けることとし、「県内の医療水準の向上」に関する記述は「第2-4-(3)」へ移動する。

県立病院機構における「育成、確保及び定着」を新たな項目とする。

● 医療従事者の技術向上等に関する記述は「第2-1-(2)」から集約し、「育成、確保及び定着」を図るための研修充実について、記述を強調する。

また、第2期の業務実績評価を踏まえ、より専門性の高い医師等を育成することについて記述する。

○ 「確保及び定着」を図るために、関連する「職場環境の整備」は「第3-6」から集約する。

● 働き方改革が重要課題となっており、特に医師の労働時間短縮に向けた取り組みが課題であるため、現中期目標の内容を簡潔に記載した後に、業務の他職種移管などについて文言を追加する。

○ 「第2-4-(3)」へ移動

○ 介護等との連携もあるため医療機関に限定しない。

● 医師不足が県の重要課題であるため、県立病院機構においても、地域の医療従事者の確保・養成に貢献するよう求める。

(1) 地域医療機関との協力体制の強化

他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。

(2) 地域医療への支援

本県の基幹病院の役割を果たすため、紹介率・逆紹介率を向上する取組みを進めることなどにより、地域の医療機関との連携を一層強化すること。

また、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、研修医や専修医の育成を図り、県内への医師の定着に寄与すること。

さらに、県立病院機構に必要な医師の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への支援に努めること。

(1) 地域医療機関等との協力体制の強化

地域医療機関等から協力が求められる事項の取り組みや、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携をより一層推進するとともに、こと。

また、介護との連携を強化し、県全体として県民に適切な医療等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・推進に貢献すること。

(2) 地域の医師不足に対する支援

県との協働により医師確保対策に取り組み、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、より多くの研修医や専攻医の育成を図り、県内への医師の定着に寄与すること。

また、県立病院機構に必要な医師の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への診療支援を積極的に行うこと。

- H30.3 策定の医療計画では、高度急性期の患者を地域から受け入れ、高度急性期を脱した患者を地域へ逆紹介するといった切れ目のない連携体制を進めるため、病病・病診連携をより一層進めることが必要とされているため、記述を強調する。
第2期の業務実績評価を踏まえ、地域から協力を求められる事項の取り組みの推進について記述する。
- また、H30.3 策定の健康長寿やまなしプラン（H30～H32）では、入院から在宅へのスムーズな移行のため、地域の介護関係者との密接な連携が求められているため、文言を追加する。
- さらに、国が H27.3 に策定した新公立病院改革ガイドラインでは、地域包括ケアシステムの構築について公立病院の果たすべき役割の明確化を求められていることから、文言を追加する。
第1回評価委員会では構築だけでなくその推進への貢献を求める意見があったことから、文言を追加する。
- 第2期で紹介率・逆紹介率が向上し、目的としていた地域医療支援病院に中央病院が指定されたことから一段落目は削除し、「地域の医療機関との連携」に関する記述は(1)へ集約する。
- その上で、県の重要課題である「地域の医師不足に対する支援」を新たな項目とする。県と協働し医師確保対策に取り組むことを求め、研修医・専攻医の育成の記述を強調する。
- 公的医療機関への支援は、H30 の評価委員会や地域医療機関から強く求められており、また、かかりつけ医の支援を目的とした「地域医療支援病院」の役割・指定要件について、国が見直しを進める中で、医師派遣機能の付加も議論されたことから、診療支援の記述を強調する。
なお、国が示した H31 の地方公営企業繰出基準には、医師確保対策として新たに「公立病院への医師の派遣に要する経費」が加えられた。

(3) 地域社会への協力

医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、鑑定などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。

5 災害時における医療救護

災害時における県民の生命・安全を守るため医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度を活かし、自律性、機動性を発揮しながら、引き続き業務運営の改善及び効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努めること。

1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築

県立病院機構に求められる医療を確実に提供するため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築すること。

(3) 県内の医療水準の向上

他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。特に、医療従事者に占める割合の高い看護職に対する研修等は、地域医療の充実に大きく資する観点も踏まえながら行うこと。

また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県の医療を担う医療従事者の育成に積極的に協力すること。

(4) 地域社会への協力

医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、鑑定などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。

5 災害時における医療救護

災害時における県民の生命・安全を守るため医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

日頃から災害等に対する備えに努め、県内医療従事者の訓練等において中心的な役割を果たすとともに、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度を活かし、自律性、機動性を発揮しながら、引き続き業務運営の改善及び効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努めること。

1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築

県立病院機構に求められる医療を確実に提供するため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築すること。

○ 「第2-3-(2)」から移動。

○ **第1回評価委員会では看護職への働きかけに焦点を当てた表現を加えるよう意見があったことから、文言を追加する。**

また、(4)と同様に「積極的に」の文言を加えるよう意見があったことから、記述を強調する。

● 基幹災害拠点病院（中央病院）のより具体的な役割について、医療計画では、平時における医療従事者の訓練等を求めていることから、その記述を追加する。

<p>2 効率的な業務運営の実現 <u>県立病院機構が有する人的、物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</u></p> <p>3 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減 <u>質の高い医療を提供するため、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど、経営基盤を安定化するための収入の確保に努めるとともに、業務運営の改善及び効率化を検討する中で、費用の節減に努めること。</u></p> <p>4 事務部門の専門性の向上 <u>県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員を育成し、事務部門の専門性を向上させることにより、<u>県立病院機構の運営が円滑に行われるよう努めること。</u></u></p> <p>5 職員の経営参画意識の向上 <u>職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期計画等に掲げる取り組みを共有し、責任感や使命感を持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員が協力し、業務改善を推進する体制を構築すること。</u></p> <p>6 職場環境の整備 <u>医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、多様な勤務形態の検討を行い、必要な措置を講じるとともに、医療従事者が安心して働くことが出来るよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備すること。</u></p>	<p>2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減 <u>引き続き経営基盤の安定化を進めるため、人的、物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</u></p> <p>(1) 収入の確保 <u>診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなどのほか、<u>延べ患者数、患者単価、平均在院日数等の動向に留意するなどし、経営基盤を安定化するための収入の確保に努めること。</u></u></p> <p>(2) 費用の節減 <u>業務運営の改善及び効率化を検討する中で、費用の節減に努めること。</u></p> <p>3 事務部門の専門性の向上 <u>業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員を育成し、事務部門の専門性を向上させることにより、運営が円滑に行われるよう努めること。</u></p> <p>4 職員の経営参画意識の向上 <u>職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期計画等に掲げる取り組みを共有し、責任感や使命感を持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員が協力し、業務改善を推進する体制を構築すること。</u></p>	<p>○ 「第3-2」と「第3-3」は内容が重複しているため、統合した上で「収入の確保」と「費用の節減」の2項目に分ける。</p> <p>○ 第1回評価委員会では診療報酬や料金見直しに関する記述だけではなく患者数の確保についても記述を求める意見があったことから、文言を追加する。</p> <p>○ 「第2-3-(2)」へ移動。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 <u>中期目標の各期間における経常利益については、<u>安定的な水準を維持し、経営基盤の安定化に努めること。</u></u></p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 <u>中期目標の各年度における経常利益について安定的な水準を維持するとともに、<u>キャッシュ・フロー及び長期的な資金収支について分析し、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。</u></u></p>	<p>○ 単に黒字を維持するだけでなく、より長期的な経営基盤安定化のため、計画的な資金管理について記述を追加する。</p>

第 5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。

2 法令・社会規範の遵守

県立病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。

3 積極的な情報公開

運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

※地方独立行政法人山梨県立病院機構定款

(目的)

第 1 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

第 5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。

特に、後発医薬品の使用割合の向上に寄与するなど、医療費適正化の推進に協力すること。

また、県民に向けた健康の保持・増進に関する情報提供、普及啓発に努めること。

2 法令・社会規範の遵守

県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守するとともに、これらを確保するための内部統制体制を整備すること。

3 積極的な情報公開

運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

4 人事管理

職種ごとに、将来の人事配置を見据え計画的な採用を図るなど、職員構成の適正化に努めること。

※地方独立行政法人山梨県立病院機構定款

(目的)

第 1 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

● 後発医薬品の使用割合の向上について、H30 の評価委員会で院外処方においても積極的な取り組みを求める指摘があったこと、また、H30.3 策定の医療費適正化計画（H30～H35）で使用割合の向上が目標とされていることから、それに対する協力を求める。（衛生薬務課の要望）

○ 第 1 回評価委員会では病気の予防等に関する県民に向けた啓発活動を求める意見があったことから、文言を追加する。「積極的な情報公開」は主に運営の透明性に関する項目であるため、「保健医療行政への協力」として記述する。

○ 法改正により、内部統制体制の整備が求められていることから、法令・社会規範の遵守を確保するための体制整備について文言を追加する。
なお、H30 の評価委員会では H29 の輸血医療事故及び薬剤紛失事案の発生を受け、業務執行に関わる法令や内部規定を含むルールの周知徹底を求める指摘があった。

○ 人事管理については、県規則で中期計画に記載する事項と定めているが、現中期目標には記述がないことから、新たにに取り組むべき事項を例示する。

○ 具体的には、職員の年齢構成の偏りについて、H30 の評価委員会で指摘があったことから、H29 評価書に基づき記述する。